

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成19年1月25日

楠 裕史 殿
上記照会者代理人
弁護士 柳田 直樹 殿
弁護士 浅野 健太郎 殿

金融庁監督局保険課長 保井 俊之

平成19年1月9日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.(3)の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者(代理人を含む)から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実については、保険業法第100条違反とはならず、同法違反を理由として同法第132条第1項及び第133条に定める不利益処分を課されることはない。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

保険業法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」に該当するかについては、「保険会社向けの総合的な監督指針」 - 2 - 15 - 2 (2)により、他業禁止の趣旨に十分留意し、法第97条及び第98条第1項各号に掲げる業務に準ずること、当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないこと、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること、保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資すること、等の観点から総合的に判断することとされている。

これに照らすと、照会者が設立する予定の保険会社が、照会文書に記載された範囲において、メッセージを送ろうとする保険契約者・被保険者から、メッセージを

受け取る被保険者・保険金受取人（以下、「受取人」という。）に宛てたメッセージを預かり、受取人がインターネットを経由して閲覧を求めた場合に、当該メッセージを受取人に開示するというサービスを行う業務（以下、「本件業務」という。）を行うことは、保険契約者等に対してのみ行うものであって、本件業務の対価が無償、あるいは有償とするにしても保険料収入に比べ少額であること、保険引受と機能的な親近性が認められ、かつ、メッセージを預かるに際し「遺言としての法的効力がないこと」について注意喚起を行う等、保険契約者等とのトラブルを避けるための方策を講ずることとされていること、保険業における顧客情報等を管理するコンピューターシステムを活用するものであること等から、他業禁止の趣旨にかんがみ、総合的に判断すると、同法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」に該当すると認められる。従って、当該業務を行うことは他業の禁止を定めた同法第100条違反とはならず、同法違反を理由として同法第132条第1項及び第133条に定める不利益処分を課されることはないと考えられる。